

2015年6月30日

森脇ひさき

1. 戦争法案に反対し、平和のとりくみを

(森脇議員)

昨日、岡山市主催の戦没者追悼式が岡山市民会館でおこなわれました。また、平和を願う若者を中心とした市民の実行委員会による「ピースキャンドル」もおこなわれました。

70年前の6月29日未明、岡山市を襲った約140機のアメリカ軍爆撃機B29により、約2000人もの方々が亡くなりました。追悼式には、岡山空襲とあの大戦で犠牲となった遺族の方々とともに、約220人の小中学生も参列し、児童・生徒の代表が「平和で幸せな岡山市を築くため、不断の努力を続けることを誓う」との平和都市宣言を読み上げると会場は大きな拍手でつつまれ、私も平和の尊さをあらためてかみしました。

さて、一般質問初日のわが党・須増議員の再質問に、知事は「県民の生命・安全の確保という点で、国においてしっかりした議論を」と述べられました。私もそれは大事な観点だと思います。同時に、生命・安全の確保というのは、戦争によってではなく、岡山市の平和都市宣言にもうたわれているように、日本国憲法の理念に基づいた行動を通じ、真の恒久平和を実現することによってこそなされると思いますが、知事のご見解をうかがいます。

安保関連法案、つまり戦争法案においては、自衛隊法、周辺事態法、武力攻撃事態法等も改悪され、集団的自衛権を行使する際においても県が管理する港湾の使用、輸送や電気・通信の事業者、医療関係者など民間人も動員される可能性が生じます。その際、知事が公用令書を発行することになります。国会の審議を通じて、アメリカが起こす戦争に、地球上どこであっても参加すること、武力行使の危険がかなり高くなることがあきらかになりました。アメリカが起こす戦争に有無を言わず参加させることは、県民の生命・安全を守ることにはならないと思いますが、いかがでしょうか、あわせて知事に伺います。

次に、米軍機の飛行訓練についてうかがいます。先の中国地方知事会の知事会議で、米軍機の低空飛行訓練とオスプレイの安全対策の十分な説明や配備の情報提供について国への共同アピールが採択されました。これら要望を確実に実施させるため、知事はどのようなとりくみをされるでしょうか。おうかがいします。

今年の日米共同訓練が陸上自衛隊日本原演習場において実施することを検討している旨の報告がすでにされていると思います。また今回の訓練にはオスプレイを参加させることも検討しているとのこと。とりわけオスプレイはついこの前、ハワイにおいて事故が発生したばかりです。中国地方知事会の共同アピールにも安全性確保について言及されています。住民の不安を大きくする日米共同訓練は実施しないこと、とりわけオスプレイの飛行はおこなわないことを国にもとめていただきたいと思います。いかがでしょうか。

(知事答弁)

共産党の森脇議員の質問にお答えいたします。

安保関連法案等についてのご質問であります。

まず、県民の生命・安全の確保についてであります。いずれも安全保障に関するご質問でありますので、国の責任において対処すべき事項であると考えており、私自身の意見を申し上げることは、差し控えさせていただきたいと思っております。

次に、米軍機飛行訓練についてであります。県では、これまでも県民の生活環境の保全などを目的に、国に対し、米軍機の低空飛行が行われないよう、状況に応じて要請してきたところであり、引き続き、中国地方知事会や全国知事会と連携して、住民の平穏な生活を乱す飛行訓練の実態把握と訓練内容を改善することなどを、国に求めてまいりたいと存じます。

次に、日米共同訓練等についてであります。本年4月に陸上自衛隊が発表した、「平成27年度陸上自衛隊主要演習等の大要について」では、訓練日時、場所、装備など具体的な内容は明らかにされておきませんが、県として、今後の動向を注視し、適切に対処してまいりたいと存じます。

以上でございます。

(森協議員)

ありがとうございました。まず、県民の生命、安全の確保という点について、国に関わる分だから知事自身のご意見はおっしゃっていただけないということでしたけれども。私は岡山市の平和都市宣言を引きながら、今回の質問させていただきました。須増議員も初日の質問で指摘しましたように、県の責任として住民の皆さんの命と安全を守るという責任があると思うんですね。岡山市の平和都市宣言で、憲法に掲げられたその原則を実現することこそ平和を守る道じゃないかと明確にうたっているわけです。これに対して、岡山市も含む岡山県の政治を担う知事としてどういう考えをお持ちですかと伺ったんですけれども、それについては答弁をしていただきたいと思います。

(知事答弁)

県民の生命、安全についてはしっかり確保していかなければいけないと思っています。それは防衛、外交に関する事で、国の権限に属しますので、国においてしっかり対処していただきたいと思います。以上でございます。

(森協議員)

国会の審議がいま行われておりますけれども、これまでの審議で明らかになったことを特徴的にお話いたしますとですね、一つは、憲法違反だということが明確になりました。これは多くの憲法学者が指摘しているとおります。二つめは、アメリカの戦争にこれまでNOと言ったことのない、そういう日本の政府が集団的自衛権行使のための法律を作ろうとしていることです。法案提出前に改訂された安保のガイドライン、ここでは地球上いつでも、どこでも切れ目なく支援する、いわば共に戦うんだということが既に合意されているわけですね。三つめには、自衛隊が行う後方支援というのは、国際的には兵站ということで、戦闘行為と一体であるということも明らかになったものです。日本の防衛とは関係のない、具体的な日本への攻撃がなくても戦争に巻き込まれるんだ、そういう危険が明らかになる中で、いま反対や慎重審議という声が大きく広がっているというのが

現状だと思うんです。

地方議会の意見書が採択されておりますけれども、6月28日時点で、全国195の地方議会が反対あるいは慎重審議という声を上げました。こういう明らかになった事実について、知事はどういう認識をしていらっしゃるでしょうか。

(知事答弁)

いま国会においていろいろな議論がなされている、それについてどのように思うかということでございますが、国民の生命、安全を確保するというのは国家において大変な責務でございます。平和を守る、これはほんとうに大事なことでありますけれども、これまでの歴史をみて、こちらが平和を望んでいるからといって、100%平和が保障されたということではないというのは世界史を見れば明らかでございます。いかに自主的に国民の生命、安全を確保するか、これは大変難しい問題でありますけれども、大変重要な問題でありますので、国会で真剣に議論をしていただきたいと考えております。以上です。

(森協議員)

国会の審議で事実として明らかになっている問題についてもお答えになれないというのはちょっとどうかなというふうに思います。県民のみなさんの命も関わってくるということもやはり踏まえていただきたいなと思っています。

次の項目で再質問したいと思います。米軍機の低空飛行訓練についてですけれども、岡山県でも4年前に津山市で被害が生じました。米軍はそれへの補償もしないというひどい状況にあることは皆さんもご存知のとおりです。あの低空飛行の際には津山市の学校、保育園、幼稚園の上空を飛行したということで、津山市ではその関係証言も聴取いたしました。米軍機が飛行しているその空域、岡山県の場合にはブラウンルートという訓練区域があるわけですが、その中には県の消防、防災ヘリポートの位置となっているところもたくさんあるんですね。ヘリが飛んでいるところに低空飛行訓練が行われる、そんな危険な事態も想定されるわけですが、知事会のアピールで確認されたことをこれからも訴えていくという答弁でありましたけれども、さらに力強く、具体的な事例も明らかにしながら、国に求めていただきたいと思っておりますが、この点もう一度お願いいたします。

(知事答弁)

米軍機飛行訓練についてでございますが、これまでも県民の生活環境の保全を目的に、国に対し米軍機の低空飛行が行われないよう要請してきたところでございまして、繰り返しにはなりますが、引き続き中国地方知事会や全国知事会と連携して、訓練内容の改善などを国に求めてまいりたいと存じます。以上でございます。

(森協議員)

知事独自としても是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後、もう1点、日米共同訓練に関わつて、オスプレイの問題です。

ご存知のように、危険が確認されたオスプレイですけれども、適切に対応していきたいというご

答弁でございました。具体的にこのオスプレイの問題について、「適切に」ということをもう少し詳しく、どういう認識を持って国に求めていかれようとしているのか、お聞かせいただきたいと思います。

(知事答弁)

「適切に」ということは具体的にいうとどういうことかということでございますが、諸事情を考慮した上で、一番良いとされる方針をとっていきたいと考えております。以上でございます。

## 2. 地球温暖化防止対策について

(森協議員)

次は地球温暖化防止対策について質問をさせていただきます。

岡山県では、県内の温室効果ガス大量排出事業者が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、排出量の削減に向けた具体的な取組計画を作成、実施するとともに、その内容を県が公表することにより、事業者の事業活動に伴う温室効果ガス排出量削減の取組を推進することを目的として「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」を実施しています。

この算定・報告・公表制度によって、事業者ごとの取組実態が明らかになるとともに、先進的な取組を発掘し普及する機会にもなっています。一方、目標としている県全体の温室効果ガス排出量削減という点では、まだ課題も多いと思います。制度がスタートしてから5年間の取組をどう総括していますか、今後の展望もあわせて環境文化部長にうかがいます。

事業者からの報告書には、「削減目標の達成状況」を書くことになっています。そこでは、排出量が増えているにもかかわらず、目標「達成」と自主評価している事業者があります。1つのケースは、排出量が最大の事業者ですが、スタート時点で景気が悪く、景気が良くなり事業活動が活発になると、総排出量が増加する目標を立てていた関係で、いわば増やす目標を達成したという結果になっています。別のケースは、原単位目標を立てている事業者で、それを達成したということで、排出量が増加しているのに「達成」としている事業者です。これらのケースはどちらも、排出量が増えているのに目標「達成」というのは違和感をもちます。

そこで、目標の設定について、その目標が、客観的に妥当な目標なのかどうか、県としても検証し意見を述べる仕組みをつくること、また評価は総排出量を基準におこなうことなど、見直しが必要ではないでしょうか。

公表された資料をみますと、事業者が削減のためにがんばっている姿もみてとれます。ところが、中国電力の排出係数の変動が大きくなれば、事業者の努力が打ち消され、排出量が増加するケースもあります。事業者の意欲的な取組がきちんと反映されるよう、排出係数を基準年で固定するなど工夫が必要ではないでしょうか。以上、環境文化部長にうかがいます。

昨年12月に発表された「県内の温室効果ガス排出量の状況」によると平成23年度の排出量は、CO2換算で4,901万トン、平成24年度、これは速報値ですが5,000万トンでした。報告・公表制度が始まった平成21年度(4,615万トン)と比較しますと、それぞれ286万トン増、385万トン増となっています。一方、排出量最大の事業者の排出量は、平成21年度に比べて平成23年度は262万トン増、24年度は353万トン増となっています。大量排出事業者の排出量増加が県全体の排出量増加に大きく影響していることは明らかです。大量に排出する事業者にどういう対策を講じてもらうか、事業者まかせでなく、県としても具体的な対策をもち、

事業者に必要な協力を求めることなしに県全体の温室効果ガス削減は困難ではないでしょうか。また、事業者の意欲的な取り組みにつながるような支援策を打ち出す必要もあると思いますが、あわせて知事におうかがいします。

(環境文化部長答弁)

お答えいたします。

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度のうち5年間の総括等についてであります。事業者からは、この制度の実施を通じ、他の事業者の先進的な対策を参考にしているといった声が聞かれるなど、排出削減の取組への意識が高まり、一定の成果が得られているものと認識しております。削減目標の達成には、今後事業者の更なる取組が求められるところであり、引き続き、制度の効果的な運用により、事業者の一層の意欲を引き出してまいりたいと存じます。

次に、見直しについてであります。

この制度は、温室効果ガスの排出削減に向けた事業者の自主的な取組を促すものであり、お話しのような目標の妥当性を県が検証することや、総排出量のみで評価することまでは考えておりませんが、目標設定の方法や評価のあり方については、今後、事業者の意見等を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

次に、事業者の意欲の反映についてであります。国の制度等との整合性を図るためには、当該年度の排出係数での算定は必要ですが、排出係数の変動の影響を除いた数値も併記するなど、事業者の意欲的な取組が反映されるような工夫について、今後検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

(知事答弁)

お答えいたします。

地球温暖化防止対策についてのご質問であります。

排出事業者の協力等についてであります。温室効果ガス排出量は、その大半を製造業等の産業部門が占めており、削減目標の達成には、そうした事業者の協力が不可欠と考えております。

このため、県地球温暖化防止行動計画に基づき、より効率性の高い設備への更新など具体的な取組例を示すとともに、機会あるごとに事業者の主体的な対策を促してきております。

また、事業者の意欲を高めるため、優良な取り組みを顕彰する制度などについても、検討しているところであります。

以上でございます。

(森協議員)

まず環境文化部長に算定・報告・公表制度の総括についてお伺いしたいと思います。一層の効果的な取り組みをということで、事業者にもお願いをしていきたいといったような答弁だったと思います。事業者の方にいろいろ具体例を示しながら自主的な取組を促していらっしゃるのによくわかるんです。それ自体は非常に効果を上げている面もあると思います。問題は大量排出している

事業者に対してどのような助言をしていくのか、工夫を求めていくのかこの点あまり明確になっていないんじゃないかなという気がいたしますが、その点どうでしょうか。

(環境文化部長答弁)

質問にお答えいたします。削減目標の達成には製造業中心とする、先程おっしゃられたような大規模事業者はじめ全ての事業者のご協力が必要と、県をあげて対策を進めていく必要があるというふうに思っております。非常に厳しい現状含めて、そういった大規模事業者に指導をというご指摘がございますが、この制度自体がですね、事業者の自主的な対策を促進するということにございますので、日々の例会等通じてですね実現を図っていくということで進めていきたいというふうに思っております。

(森協議員)

排出事業者の協力等というところで、知事にお伺いしたいと思いますけれども、質問でも指摘しましたように、大量排出事業者の排出量の増加が県全体の増加につながっているというのは明らかだと思うんですね。ほんとに自主的な取り組みだけで大量排出事業者の削減がされるのか、その点どういうふうに知事としては認識されておりますか。

(知事答弁)

自主的な取り組みだけで効果があるのかということでございます。

当然何か強制力を持ってやる方が短期的には成果が出ようかと思えますけれども、これまでも日本の会社はいろいろな公害問題ですとか、排出物の問題、排気ガス、排水の規制ということ言えば、世界でも冠たる実績を持っておりまして、これは規制の効果もあるんですけども、結構な部分は自主的な努力の結果でもあると伺っております。議員ご指摘の点については、そういうこともあるなという思いは理解できますが、ただ基本的には業者、事業者の自主的な取り組みを支援していきたいと、このように考えております。以上でございます。

(森協議員)

ありがとうございました。

公害の対策の話をしていただきましたけれども、もちろん事業者が自主的に取り組んだ結果であることは明らかだと思いますが、同時に行政あるいは学者さんなど専門家たちがしっかりと力あわせながら一緒になって協議をしていく中で、事業者が自主的に取り組んできたということだと思うんです。そういう意味で県として制度的なものをもう少し、例えば財政支援あるいは取引制度そういうものを具体化して、もっともっとやることが、知恵を働かせばあるんじゃないかなという気がしてならないんですね。その点についていかがでしょうか。

(知事答弁)

岡山もしくは世界の環境を守るために県としてまだまだできることがあるのではないかと質問に対してお答えをいたします。

この岡山県は既に深刻な公害問題から数十年をかけて立ち直ってきたという歴史がございます。

私が小さい頃、びっくりするほど汚れていた瀬戸内海が今では随分きれいに生まれ変わったと、この陰にもいろんな方のご努力があったわけでありまして、新しい環境問題である二酸化炭素、地球温暖化ガスの問題についてもいろいろな研究者もしくは立場の方が知恵を出し合うことによってより良い解決策が出てくるにちがいない、私は確信をいたしております。現時点でどうということをお願いするような段階にはございませんけれども、まだまだいろいろな例えば炭素税がいいのではないかというような議論があることは承知をいたしておりますし、国全体の動向も注視をしながら検討し、しっかり研究を続けていきたいと存じます。以上でございます。

### 3. 美作岡山道のルート見直しを

(森協議員)

次は、地域高規格道路・美作岡山道路についてうかがいます。

この問題は、昨年2月議会にわが党の氏平議員、6月議会では自民党の青野議員が質問されました。立ち退きや住環境の変化、災害の危険などを心配する住民に、ていねいな説明を求めたことに対し、知事も、当時の土木部長も「住民の方々の懸念を払拭するため、引き続き美咲町と連携して具体的な対応を検討し、御理解を得られるよう丁寧な説明に努めてまいります」と答弁されました。すでに1年以上経過しましたが、「住民の方々の懸念を払拭する」「丁寧な説明」がされているとは思えません。これまでどのような説明をされましたか、今後丁寧な説明をするということについて、どのようにしようと考えていますか。土木部長におうかがいします。

先ごろ美咲町は、災害ハザードマップを作成しました。これを見ると、住民のみなさんが心配している地域は、美咲町のなかでもっとも浸水危険性が大きいことがわかります。ここに高さ8m～16mの土手を築き、道路にしようという計画ですが、危険な場所の危険をさらに高めると思いますがいかがでしょうか。また、あらためて抜本的なルートの見直しを求めますが、あわせて知事にうかがいます。

(土木部長答弁)

お答えいたします。

美作岡山道路のルートについてのご質問であります。

丁寧な説明についてであります。現在の計画ルートに対する理解をいただくため、県と美咲町が連携しながら、地区の役員や住民の方々への説明会を開催し、図面や完成イメージ写真を用い、わかりやすい説明に努めてきたところであります。

また、会合に出席されなかった方もあることから、ルート選定理由や内水排除対策、騒音・振動の予測などの資料を、計4回にわたり地区全戸に配布しております。

なお、町においても、地元説明会の中で、移転候補地や内水排除対策、ICを活用した地域振興策などについて、地元理解を深めるための説明をしていただいております。

今後とも、こうした丁寧な説明を継続し、住民の方々の懸念を払拭してまいりたいと存じます。

以上でございます。

(知事答弁)

お答えいたします。

美作岡山道のルートについてのご質問であります。

抜本的な見直し等についてであります。災害ハザードマップは、概ね100年に1回程度起こる大雨が降ったことにより、吉井川や吉野川の堤防が決壊し、川の水が地区内に氾濫した場合の浸水範囲やその水位を示し、避難に役立てていただくものであり、道路の盛土ができたとしても、浸水範囲やその水位の想定に大きな影響はないものと考えております。

県としては、現在の計画ルートが総合的に勘案し最適な案であると考えており、引き続き、住民の方々の懸念を払拭するため、美咲町と連携して具体的な対応を検討し、ご理解を得られるよう丁寧な説明に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

(森協議員)

まず部長に丁寧な説明という点について再質問したいと思います。

わかりやすくという風に部長答えられましたけれども、私ちょっと理解が違うんじゃないかなという気がしております。住民の皆さんが納得いくように説明してもらおうということは、これは公共事業を行う県の側の責任だと思うんですね。

以前、氏平議員が質問したことですけれども、コース案が示されるまでまったく住民の皆さんに対して説明がなかったことを指摘した上で、ていねいな説明を求めたのに対し、部長も、知事も、大事なことだと「ていねいな説明」という答弁があったというふうに記憶しております。本来やらなければならなかったことがなされていなかったことに対して、もう一度きちんとした手順を踏んだ説明を行っていくべきじゃありませんかということだったわけですね。住民の皆さんもそのことを求めていたんです。

ところが、今年2月の県民局が配布した文書をみますと、「平成25年秋から測量を予定していたが、道路建設に伴う懸念の声をきいた。その払拭、軽減のために、測量を延期する」また、美咲町の文書をみますと、町の基本姿勢として「岡山県提示の『第2ルート』(問題になっているルートですね)で、早期に完成するよう協力したい」。いずれも今年の2月、3月に配布されている文書なんです。結局、第2ルートありきで、最終決定の地点を決めつけて、住民に押しつけているというふうにはしか私にはとれないんですね。なぜ第2ルートなのか、そこから改めて説明をするというのがまず「丁寧な説明」の出発点ではないでしょうか。丁寧な説明ということの理解について、もう一点再質問お願いします。

(土木部長答弁)

再質問にお答えいたします。

ルートの選定理由のあたりから丁寧な説明をすべきじゃないかというご質問でございます。先程申し上げました地区全戸に4回資料を配布しておりますけれども、その中で26年の8月11日それから27年の2月27日につきましては、ルートの選定した理由の資料を配布して、ルートの選定理由のご説明をさせていただいております。以上でございます。

(森協議員)

資料自体はもしかしたら丁寧なのかもわかりません。しかし、住民の皆さんが納得いくようなきちんとした説明をする、「資料配ってるんだからそれを読んでおけ」ということじゃあ通用しないと思います。それで行政の責任を果たしたといえるのでしょうか。その点、もう一度お願いします。



(土木部長答弁)

お答えいたします。

ルートの説明をただけでは納得していただけないと、納得していただけるような説明が必要だというご質問でございます。資料を配布した後もですね、いろいろな説明会を通じてご意見も伺いながら説明をしておりますし、今後ともですねそういう風なご質問については真摯に答えて、ご説明を繰り返していきたいと考えております。以上でございます。

(森協議員)

今後とも是非、説明をきちんと繰り返すと、文書を配るだけじゃいけませんよ。やっぱり集まってもらって、丁寧な説明をする、時間がかかるかもわかりませんが、ただでも住民にとって大事な道路なんですから、きちんと理解してもらおうということが大前提だと思いますので、今後も住民の皆さんが納得いくように説明をする時間をとるということでよろしいですね。もう一度確認お願いします。

(土木部長答弁)

今後ともそういう風な姿勢で対応していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

(森協議員)

丁寧な資料ということではないですよ、丁寧な説明会をきちんと持つということですね。

知事には危険が増すのではないかとという質問に対して、ハザードマップというのは避難に役立つものであって、これから行う公共事業には何か関係ないようなお話だったと思うんですけども、ちょっと図を作ってきました、ここにですね、こういう形で道路が通るんですね。この黒いところのど真ん中を走るということで、今まで遊水池としての機能を果たしていた田んぼの面積が極端に減ってしまうということなんですよ。

知事の答弁をきいていて、ひとつ不思議に思ったのは、今県民局さんの方でポンプを新たに強化する、こういう方法もありますよという説明をされている、それこそ丁寧な図面を見せていただきました。避難に役立つだけだったらそういうこともいらないという、ちょっと矛盾しませんか。危険が増すということを県民局としても認めているのではないのでしょうか。ちょっと知事の答弁と食い違う部分もあると思うんですが、そのあたりどうでしょう。

(知事答弁)

県民局の説明と先程の答弁、少し食い違うのではないかとというご質問でございます。

私自身はこのルートが地域の皆さんの安全に大きな影響がないというふうに説明を聞いております。私はそのように理解しております。実際にそれより詳しいことに関しましては担当者にお聞きいただければと思います。以上でございます。

(森協議員)

もう一つ質問したいといいますか、指摘をしておきたいと思うんですが、この場所は、遊水池的

な機能を果たしているということを言いました。ここが万が一浸水した際にはちょうどインターチェンジがそこにつくられるわけです。出入り口になる。災害時にこの道路が使えなくなってしまうという危険があるということも指摘しておかなければなりません。また、トンネルの入り口付近というのは、ハザードマップでも黄色で土砂災害の危険地域だという指定がされているんですね。土砂が落ちてトンネルに入れないということも考えられる。いずれにしても、せっかく造った道路が災害時に使えないという可能性も出てくるわけですね。そういうルートをあえて選んで本当にいいものなんでしょうか。細かい質問であれば部長でも構いませんのでその点もお願いしたいと思います。

(知事答弁)

この今予定しているルートは災害に弱いのではないかとご指摘に対して、お答えをいたします。

地震列島、火山列島の上である日本に造る建物、100%安全ということはなかなか考えられないわけでありまして、いろいろな技術の進歩で十分その任に堪えるものをつくって我々町や道路を造ってきたわけでありまして。是非それぞれの状況はあろうかと思っておりますけれども、十分安全な設計にしていきたいと当然思っておりますし、そのような設計になっていると私は確信をいたしております。以上でございます。

(森協議員)

後の質問の関係もありますのでここで終わりますけれども、当然 100%ということはないと思っております。だけれどもあえて危険が指摘されている、危険が非常に高いところにわざわざ造らなくてもいいじゃないかということも強く思いますので、是非ご検討よろしくお願ひしたいと思います。

#### 4. 漁業補償の適正化を

(森協議員)

次は、公共事業等によって生じる漁業被害への補償についてうかがいます。

漁業補償は、一定のルールにもとづいて実施されていると思っておりますので、行政機関では、それが適正におこなわれているのかどうか、監督し、指導することが必要だと思っております。

まず土木部発注の公共事業について確認ですが、漁業補償はどのような場合に発生し、補償金は誰が支払うのでしょうか、工事の発注者でしょうか、施工者でしょうか。また、補償額はどのような基準で算出されるのでしょうか。あわせて土木部長にうかがいます。その際、根拠法令や通達等があればそれもお示しいただければありがたいです。

漁協が補償を受けた場合、その用途についても一定の制約があると思っておりますので、この内容について農林水産部長にうかがいます。根拠法令や通達等についてもお願いします。

また、ある漁協において、漁業補償金が発生しない工事であるにもかかわらず、施工業者などからこれに類するものが支払われ、そのことにより、業者が嘆いている状況があるように聞いていますが、漁協のこのような収入は適正なものなんでしょうか。県として指導すべきと思っておりますが、あわせて農林水産部長にうかがいます。

(土木部長答弁)

漁業補償等についてのご質問であります。

根拠法令等についてであります。公共事業の施行に伴い、漁業権等の消滅や制限などの影響が生じる場合に、工事の起業者である岡山県が、それら権利を有する者に対して補償を行っているものであります。

補償額については、岡山県の施行する公共事業に伴う損失補償基準及び同細則、岡山県内水面漁業補償実施要領に基づき、工事の施工に伴う収益の減少額や、工事より影響を受ける期間等を勘案し算定しているところであります。

以上でございます。

(農林水産部長答弁)

お答えいたします。

漁業補償等についてのうち、用途の制約についてであります。一般に漁業補償金の用途については、法的な制約はないと承知しております。

なお、漁業権の免許を受けた内水面漁業協同組合は、水産資源の増殖義務があることから、県ではこれら組合に対して、漁業補償金は、稚魚の放流費等、水産資源の復元に充てるよう、文書で要請しているところであります。

次に、指導等についてであります。県では、漁業協同組合に対し、定期的な実地検査等を通じ、その適正な運営の確保に努めているところであります。

なお、お話の事案については承知しておりません。

以上でございます。

(森協議員)

まず土木部長に、先程の漁業補償のルールについてお伺いしたいと思いますが、漁獲高に大きな影響を及ぼす工事が発注される場合、その損失分を発注者が支払うということで理解をしたんですけども、逆に言いますと、漁業に影響しなければ補償金は当然発生しないということですよ。

(土木部長答弁)

再質問にお答えいたします。

土木工事が要するに漁業に影響しない場合は補償はしておりません。以上でございます。

(森協議員)

わかりました。またもう少しお伺いするんですけども、公共事業を計画する場合に漁業の損害が発生する、漁業補償を払わなければならないという公共事業があります。それはその都度計算をして漁協との話し合いによって行われるものなんですか、その点もう少し詳しくお願いします。

(土木部長答弁)

お答えいたします。

工事をですね発注する年度ごとに、その工事ごとに補償額を算定して補償しております。以上でございます。

(森協議員)

細かい質問で申し訳ないんですけども、工事ごと、年度ごとに計算をして話し合いをして決めていくというところでよろしいですね。工事ごとのその年度ごとの補償金はいくらだったのか、これは県民が知ることはできますか。決算の審査の際に配布される資料だとかそういうものに明記されているのでしょうか。お尋ねします。

(土木部長答弁)

お答えいたします。

どういった資料でどういう形で記載しているかは承知しておりませんが、もちろん例えば要望とかがございましたら、漁業補償に係る資料は開示するものと考えております。以上でございます。

(森協議員)

ありがとうございました。決算資料にどういう形で載っているか、私みたんですが発見できなかったんですよ。使っているのは税金ですから、県民が知るべきものだ(県民にも知ってもらう必要がある)と思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。また勉強させてください。

次の使途の制約についてなんですけれども、内水面漁業については一定の制約があるという風に答弁をいたしましたけれども、ある漁協の規程なんですけれども「損失補償等に関する取り扱い規程」、内水面の漁協なんですけれども、(損失補償金の処理)というところに、「配分しないこととする」と書かれていますが、「ただし」、として、「組合員に対し、行使料および賦課金の一部または全部を免除できる」とあります。ただし書きの、この部分というのは結局組合員に配分したということになる、本来の県が求めている姿勢と違ってくるんじゃないかな、ふさわしくないんじゃないかなと思ひますが、その点どうでしょう、具体的に見られたことありますか。

(農林水産部長答弁)

今申されましたことにつきましては、私は承知しておりません。以上でございます。

(森協議員)

承知していないということでしたし、先程の事業者が払っているケースについても承知していないというふうには答弁がされました。

不思議でしかたないんですね、漁業者の方が県の方にこういう事実がありますよ、おかしいんじゃないかと思ひますかということまで何度も話をしに行ってる筈なんです。なのに知らないということは、ちょっと監督庁として異常だといわなければなりません。もう一度資料見せますから、また検討してください。

(農林水産部長答弁)

お答えいたします。

そういう事実については私の方では承知しておりません。資料等がございましたら、また見せていただきたいと思ひます。

## 5. フリースクール等にも納付金減免補助制度を

(森協議員)

不登校の小中学生が通うフリースクールや家庭での学習を義務教育として認める法案が、超党派の議員連盟によって今国会に提出されることが報じられています。国にフリースクールでの学びに対する財政面の支援を求めることも含まれています。法案が成立すれば、法案の名称に書き込まれようとしているように、多様な教育機会が子どもたちに与えられることとなります。これまでフリースクールが果たしてきた「心安らぐ居場所」としての役割が継続して保障される制度となることを願っています。

さて、県では一昨年度からフリースクール等との連携事業をはじめています。フリースクール等が子どもの居場所、多様な学びの場として重要な役割を担っているとの認識が一層広がっている今日、経済的理由で利用できない子どもを生じさせないために、例えば、私立高等学校納付金減免補助金のような制度をフリースクール等にも創設してはいかがでしょうか。知事にうかがいます。

(知事答弁)

お答えいたします。

フリースクール等への公的支援についてのご質問ですが、現在、国の検討会議において、不登校状態の子どもたちの社会的な自立の面等から多様な学びの仕組みを提供する観点に立ち、子どもたちへの学習支援や経済的支援の在り方等について検討がなされているところであり、現段階で、ご提案の制度創設は考えておりませんが、今後の国の動向を注視してまいりたいと存じます。

以上でございます。